

# よくある質問

## 養育費って何？

子どもが経済的・社会的に自立するまでには、衣食住や教育、医療など、様々なことにお金がかかります。こうした子どもの生活や教育に必要なお金が「養育費」です。子どもと一緒に暮らし、日常の世話や教育を行う親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。たとえ親の生活が大変なときでも、子どもが安心して同じくらしい暮らしを続けられるようにすることが大切です。夫婦は離婚してもかけがえのない父母として養育費についてしっかりと取決めておきましょう。また、令和8年4月に民法等の一部を改正する法律が施行されました。民法では養育費や親権に関することが定められています。

▼民法改正について



## 子どもが何歳になるまで受け取ることができるの？

一般的にはお子さんが経済的・社会的に自立するまでと考えられます。そのため、子どもが未成年かどうかで一律に決まるものではありません。取決め時には、具体的に「〇年〇月〇日まで」や、大学進学を見据えて「子が22歳に達した後に初めて到来する3月末日まで」といった定め方をすることもできます。

## 養育費はどのように取決めたらいいの？

まずは話し合しましょう。取決めをする際には、養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決めておくといでしょう。取決め内容については、後日紛争が生じないように、公正証書などに残しておくといでしょう。また、相手が話し合いに応じてくれない際は、家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。

## 養育費が支払われない場合、どうしたらいいの？

取決めをした後に相手に支払ってもらえない場合には、公正証書や家事調停等で決められた文書（債務名義）を用いて、強制執行の手続を利用することができます。また、令和8年4月から、養育費に「先取特権<sup>※</sup>」と呼ばれる優先権が付与され、債務名義がなくても父母間で作成した文書（条件あり）で養育費を取決めていれば、先取特権に基づき子ども1人につき月額8万円を上限に強制執行の手続を利用することができます。※令和8年4月以前に養育費の取決めがされていた場合は、令和8年4月1日以降に発生する毎月の養育費が対象です。

## 何も取決めていない場合は、養育費を受け取ることができないの？

令和8年4月から、離婚時に養育費の取決めがなくても、取決めるまでの間、子どもと暮らす親が他方の親へ、子ども1人につき月額2万円の「法定養育費<sup>※</sup>」を請求することができます（令和8年4月1日以降に離婚をしたケースのみ）。法定養育費は、離婚をした日から発生し、①または②の事情が生じたときに終了します。

① 話し合いや家庭裁判所の審判によって養育費の分担をしたとき

② 子どもが成年（18歳）に達したとき

※養育費が決まるまでの暫定的、補足的なものであり、父母の協議や家庭裁判所の手続きにより、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取り決めをすることが重要です。



# 養育費確保支援事業

養育費は、父母が離婚をした後も、子どもが健やかに成長していくために必要なお金です。子どもと離れて暮らすこととなった親であっても、子どもの親であることに変わりはありません。世田谷区では、ひとり親家庭の安定的な養育費確保に向けて、さまざまな支援を実施しています。



離婚前後の親支援講座



子どものための養育費等個別相談会



家庭相談



公正証書作成費用助成事業



強制執行等費用助成事業

# 子どもの最善の利益を守るために 養育費確保を、切れ目なく支援

## 学ぶ

基本的な知識を身に着けたい

### 01 離婚前後の親支援講座

「子どもに離婚のことをどう伝えよう」「離婚するときに何を決める？」などお子さんのいるご家庭が離婚を考えたときに知っておきたいことをお話しします。

#### プログラム

- ✓ 離婚に対する子どもの気持ち・子どもへの伝え方などメンタルケアに関すること
- ✓ 養育費・親子交流・離婚協議の進め方など離婚時の取決めに関すること
- ✓ 区の相談先やひとり親家庭支援施策紹介

#### 実施方法

オンライン（年3回）



## 取決める

約束を形にしたい

### 04 公正証書作成等費用助成事業

養育費の取決めに関する公正証書の作成費用や家庭裁判所への調停・裁判に係る費用を助成します。

#### 申請期間

公正証書や調停調書等の作成日から6ヶ月以内

#### 上限額

49,000円

#### 対象経費

養育費の取決めにかかる費用  
▶公正証書 / 公証人手数料  
▶調停、裁判 / 収入印紙代・添付書類取得費用  
裁判所からの連絡用郵便切手代



## 相談する

個別具体的な悩みを解決したい

### 02 子どものための養育費等個別相談会

養育費を含めた離婚に関するお悩みに対面とオンラインで相談に応じます。

#### 対面

区の施設等で休日に開催（年3回）

#### オンライン

各回1ヶ月の開催期間のうち、日時を選んで相談可能（年3回/夜間可）



## 確保する

未払い養育費を回収したい

### 03 家庭相談

離婚、養育費、親権など家庭内の問題に、家庭相談員が相談に応じます。

#### 相談時間

月・水・金（祝・休日・年末年始を除く）  
13時～17時（事前予約制/1回1時間程度）

#### 場所

各総合支所子ども家庭支援課



### 05 強制執行等費用助成事業

相手方と取り決めた養育費が支払われないときの強制執行申立てにかかる費用を助成します。

#### 申請期間

強制執行の申立てが決定した日の翌日から6ヶ月以内

#### 上限額

150,000円

#### 対象経費

着手金等（上限10万円）  
▶着手金、相談料、書類作成報酬  
実費（上限5万円）  
▶収入印紙代、添付書類取得費用など

